

第5節 管理栄養士、栄養士

ポイント

現状と課題

- ・市町村の管理栄養士又は栄養士の配置は28市町村中17市町村であり、人口10万人当たり管理栄養士又は栄養士数は、本県3.37人。
- ・メタボリックシンドロームの概念の導入等新しい知見に基づく栄養指導が実施できるよう、資質の向上が必要。
- ・病院、診療所の管理栄養士又は栄養士数は、人口10万人当たり、本県26.9人。
- ・個々の疾病に合わせた栄養管理や食事管理が重要であり、医療分野の一員として、高度な知識や技術が必要。

対策

- ・管理栄養士又は栄養士の確保
- ・人材の育成

< 現状と課題 >

市町村の管理栄養士()又は栄養士は、住民の健康の保持増進を図るため、栄養改善事業や生活習慣の改善に関する相談などを行うこととされています。

本県の平成19年7月1日現在の管理栄養士又は栄養士の数は30人です。

現時点では、全ての市町村に配置されてはならず、在宅の管理栄養士又は栄養士を活用して業務を行っていることから、平成20年度に施行される特定保健指導の体制整備のため、全ての市町村において、管理栄養士等の職員を配置する必要があります。

食生活や運動などの生活習慣は、地域により様々で健康課題も異なるため、地域の実態に沿った取り組みが必要です。

メタボリックシンドローム予防に着目した生活習慣病対策を推進していくため、行動変容を促す専門性の高い栄養指導が実施できるよう、資質の向上に引き続き取り組む必要があります。

(各年7月1日現在)

	市町村の管理栄養士又は栄養士配置率				市町村の管理栄養士又は栄養士数 (単位:人)			
	全国		山梨		全国		山梨	
	配置市町村数	配置率(%)	配置市町村数	配置率(%)	実数	人口10万対	実数	人口10万対
平成15年	1,944	62.1	26	44.8	3,167	2.48	28	3.16
平成16年	1,874	61.6	25	44.6	3,185	2.49	27	3.05
平成17年	1,539	67.3	18	47.4	3,435	2.69	29	3.28
平成18年	-	-	15	51.7	-	-	26	2.95
平成19年	-	-	17	60.7	-	-	30	3.37

資料:健康増進課調

配置率:管理栄養士又は栄養士配置市町村数/全市町村数

[用語解説]

() 管理栄養士

厚生労働大臣の免許を受けて、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養指導等を行っています。

本県における病院や診療所の管理栄養士及び栄養士は、平成 17 年 10 月 1 日現在 238 人で、人口 10 万人当たり 26.9 人となっています。

病気の治療や再発防止、合併症の予防を目指し、食事の提供や栄養管理、栄養指導を行っています。

個々の疾病に合わせた栄養管理や食事管理が重要であり、医師や他の医療従事者ととも医療分野の一員として、高度な知識や技術が求められます。

(平成17年10月1日現在)

	病院、診療所等の管理栄養士又は栄養士数 (単位:人)			
	全国		山梨県	
	病院	一般診療所	病院	一般診療所
従事者数(常勤換算数)	22208.6	6892.4	175.6	62.7
人口10万対	17.38	5.39	19.85	7.09
1施設当たりの従事者数	2.46	0.07	2.88	0.10

資料:H17病院報告・医療施設調査

< 対策 >

1 管理栄養士又は栄養士の確保

各市町村への働きかけ

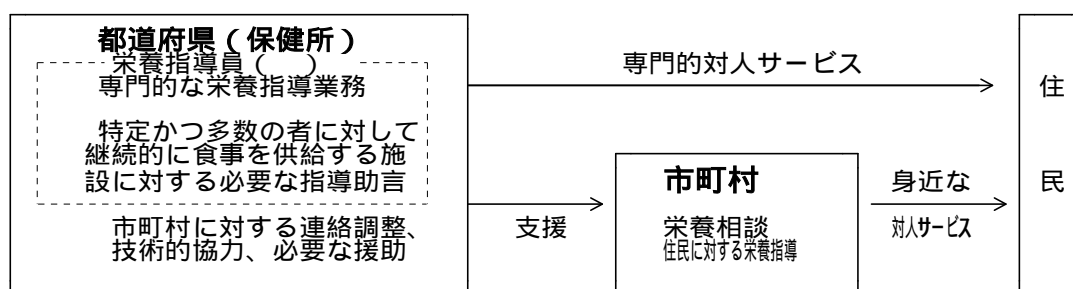
生活習慣病予防のうち食生活の改善指導が効果的な対策の一つであることから、保健指導従事者としての職員の役割は大であり、**未配置市町村については、その配置意義を示していきます。**

2 人材の育成

研修会等を通じた人材の育成

生活習慣病の予防や疾病の増悪予防に向けて、専門的な栄養指導を行うために、管理栄養士等を対象とした研修会等を通じて、資質の向上を図っていきます。

< 推進体制 >



[用語解説]

() 栄養指導員

医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市及び特別区の職員のうちから、知事の任命を受けて、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導の中で特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導や、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設に対する栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っています。